



組織力で全面サポート

私達は、個人に関する相続のことから法人に関する会社設立、その後の業務を行うための許認可の申請、事業運営を行うためのサポートを行っております。改めまして朝日行政書士事務所で行っているサービスの一部をご紹介します。

相続支援～相続開始前

誰もが自分が亡くなることを想像することは考えにくいですし、子供が相続で争い、仲違いすることは望んでいないはずですが、相続税申告の対象となるほどの財産がなかったとしても、複数の相続人がいる場合、マイホームを所有している方は、亡くなったあとの不動産名義を共有名義にするのか、誰か1人に引き継いでもらうのか、または売却して現金化するのかなど考えなくてはなりません。残された人たちが揉めることのないように自分の意思を残しておくのが遺言書です。遺言を作成する場合には法律の定める方式により行う事が必要です。法律の定める方式に従わずに行った遺言は無効となってしまいます。

このようなことがないように、また、納税対策もふまえて遺言書を作成するサポートと公証人役場への立会いを行っております。

相続支援～相続開始後

相続税法が改正されたことにより相続税の申告対象者が拡大しました。

亡くなったときには死亡届の提出から葬儀、法要などで約2ヵ月間はあっという間に過ぎてしまいます。相続開始の日から10ヵ月以内に相続税の申告を行う必要があります。原則としてこの間に相続財産を相続人が個別に相続できる様に、分割協議をしなければなりません。まず、相続にあたって相続人を特定するためには亡くなった方の生まれたときから亡くなったときまでの連続した戸籍を取得することになります。

戸籍の代理取得から、手続きに必要な資料の収集、遺産分割協議書の作成、相続財産の名義変更手続きまで相続人の様々なサポートを行っております。

営業許認可

飲食業、産業廃棄物収集運搬処理業、貨物自動車運送業等、人材派遣業、宅地建物取引業等、事業を行う上で許認可が必要な業種は数多くありま

す。許可を受けるためには、それぞれの業種の許可要件を確認し、一定様式の申請書類を作成し、添付資料を収集する必要があります。経営者が本来の仕事しながら行うにはなかなか大変な手続きです。最近の法改正では平成27年9月に派遣法が改正となり、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業が一本化されました。今までは届出だけでよかった特定労働者派遣事業ですが、許可制となるので許可手続きが必要となります。

本来の仕事がスムーズに行われるように煩雑な書類の申請を代行します。

建設業許可

営業許認可のうちに建設業許可がありますが、建設業の許可更新は5年に一度あり、決算報告は每期必要となります。また、これに加え、公共工事を行うために入札に参加している会社は経営事項審査の手続きを行うこととなります。経営事項審査の有効期限は審査申請直前の決算日（審査基準日）から1年7ヵ月間に限られているので有効期限がきれないように申請する必要があります。

また、決算報告には税務署に提出した決算書を基に作成するため、税理士との連携が大切です。決算報告から経営分析申請、経営事項審査申請まで一連のお手続きを行っております。

法人設立（株式会社・合同会社・NPO法人他）

法人は株式会社が主流ですが、平成18年の会社法の改正により合同会社を設立することができるようになり、昨今では合同会社が増加しています。株式会社は出資者と経営者が違うという前提で制度が作られているのに対し、合同会社は出資者と経営者が同じという前提で制度が作られています。例えば、株式会社であれば配当は出資割合に応じてすることになりますが、合同会社の場合は出資割合ではなく、会社への貢献度に応じて配当することもできます。

各々の事業計画にもとづいて迅速かつ適切な法人設立支援を行っております。

朝日行政書士事務所では、朝日税理士法人グループに属して、各専門家と連携をとりながら、税務・資金面など十分に考慮してお手続きをさせていただいております。この機会に是非ご利用下さい。
(文責：中村敦子)